

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 4 年 8 月 9 日提出

案件担当等 部 課	市長室
案件名称	三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会条例の基本方針について
部門経営で 部会議した日 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて
現状と課題	<p>平成 26 年に対象敷地を県立三崎高等学校跡地 引橋 A 地区に限定して民間事業者の公募を行い、商業施設の進出によって整備に至ったが、残りの B 2 地区である約 3 ha の市有地が整備されていない。</p> <p>現在未整備地区である県立三崎高等学校跡地の引橋 B 2 地区において、官民連携により、県立三崎高等学校跡地に官民の多様な施設を整備することで、既設の消防署・商業施設・駐車場と相俟って市民交流の拠点となる施設の整備を実現するため、市民交流拠点整備事業を実施する。</p> <p>事業実施における事業者募集要件の策定、事業者選定基準の策定、事業者の選定等に当たっては、客観的な調査及び審議を行う必要がある。</p>
案件担当部課等の見解	<p>客観的な調査及び審議を行うため、市の職員のほかに学識経験のある者、専門知識を有する者を委員とする第三者機関を、地方自治法上の附属機関（諮問機関）として条例により設置し、その審議結果を踏まえて別紙の 3（2）の事項を市として決定すべきと考える。</p> <p>審議決定後は、令和 4 年第 3 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>
第 4 次三浦市総合計画 後期実施計画	<p>基本目標：基本目標を支える基盤整備</p> <p>重点施策：13 中心核交流機能の育成</p> <p>実施計画事業名：市民交流拠点整備事業</p>
備考	説明員 盛永市長室特定事業計画担当課長